

戦略本部会議設置要綱第2条で第3項に規定する「本部長が指定する事項」の基準

戦略本部会議設置要綱第2条第3項に規定する「本部長が指定する事項」の基準を以下のとおり定める。

- 1 特に府民にとって重要な施策・制度に関すること
- 2 個別の事業等であって府政運営に多大な影響を及ぼすおそれのある事案に関すること
 - (ア) 府または府の職員が訴訟当事者となるおそれのある事案
 - (イ) 将来の府政運営への影響を十分に考慮すべき事案

この基準は、平成24年6月7日から施行する。

(参考規定)

大阪府戦略本部会議設置要綱

(設置)

第1条 限られた財源や人員等の経営資源の重点化を図り、将来の大阪を見据えて府政を戦略的に推進するため、大阪府戦略本部会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「府政運営の基本方針」に関すること
- (2) 戦略課題（部局横断的な課題を含む。）への対応に関すること
- (3) 別に定める基準に基づき本部長が指定する事項の審議に関すること